

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
38	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

総社市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、秘密保持に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岡山県総社市長

公表日

令和7年9月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報のデーター提供事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法による新型インフルエンザの予防接種の実施に関する情報をマイナポータルを通じて本人や他市町村へ提供するための情報処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 1 予防接種対象者の確認・通知 2 予防接種勧奨通知の送付 3 予防接種歴を登録、管理 4 予防接種による健康被害の救済措置に関する事務 5 その他上記に関連する事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条、別表項番14、別表項番126、内閣府・総務省令第5号第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25項、26項、27項、28項、29項、153項、および情報提供者が市町村長となる新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種関係情報各項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 こども課 健康増進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総社市中央一丁目1番1号 総務部総務課 (TEL.0866-92-8218)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総社市中央一丁目1番1号 保健福祉部 こども課 母子保健係 (TEL.0866-92-8261) 健康増進課 (TEL.0866-92-8259)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残す。	

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者の適切な監督を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月5日	1.特定個人情報保護情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種	新型インフルエンザ等対策特別措置法による新型インフルエンザの予防接種	事後	
令和3年2月5日	2.個人番号の利用 法令上の根拠	および別表第一第93の2項	および別表第一項番号第93の2	事後	
令和3年2月5日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	同法別表第二第115の2項	同法別表第二項番号第115の2	事後	
令和3年9月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法律の改正による
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年1月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年1月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和3年9月1日	I 関連情報 ②事務の概要	なし	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 ③システムの名称	なし	ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 法令上の根拠	なし	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年12月6日	I 関連情報 法令上の根拠	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付機能の利用及びVRSによる他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月6日	5.評価実施機関における担当 部署 ①部署	こども課 健康医療課	こども課 健康医療課 新型コロナウイルス感染症対策室	事後	
令和3年12月6日	5.評価実施機関における担当 部署 ①所属長の役職名	課長	課長, 室長	事後	
令和3年12月6日	8.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	こども課 母子保健係 (TEL.0866-92-8261) 健康医療課 健康増進係 (TEL.0866-92-8259)	こども課 母子保健係 (TEL.0866-92-8261) 健康医療課 健康増進係 (TEL.0866-92-8259) 新型コロナウイルス感染症対策室 (TEL.0866-92-8278)	事前	
令和4年3月23日	I 関連情報3 法令上の根拠		別表第一項番10 を追加	事後	法令上の根拠の追加によるもの
令和4年3月23日	I 関連情報4 ②法令上の根拠		別表第二16の2項、16の3項、17項、18項、19項 を追加	事後	
令和7年8月20日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	番号法第9条、別表第一項番10、別表項番93の 2、内閣府・総務省令第5号第67条の2	番号法第9条、別表項番14、別表項番126、内 閣府・総務省令第5号第67条の2	事後	法律の改正による
令和7年8月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネッ トワークシステムによる情報連 携 法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二16の2項、16の3 項、17項、18項、19項、115の2項、および情報 提供者が市町村長となる新型インフルエンザ等 対策特別措置法による予防接種関係情報各項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表25項、26項、27項、28項、29項、153項、およ び情報提供者が市町村長となる新型インフルエ ンザ等対策特別措置法による予防接種関係情 報各項	事後	法律の改正による
令和7年8月20日	IVリスク対策 8. 人手を介在 させる作業		新様式で追加された項目について追記	事後	様式変更による
令和7年8月20日	IVリスク対策 11. もっとも優 先度が高いと考えられる対策 の判断の根拠		新様式で追加された項目について追記	事後	様式変更による
令和7年8月20日	I 関連情報 7. 特定個人情 報の開示・訂正・利用停止請 求	総務部総務課行政係	総務部総務課	事後	機構改革による
令和7年8月20日	I 関連情報 8. 国定個人情 報ファイルの取扱いに関する 問合せ	健康医療課	健康増進課	事後	機構改革による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月20日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数, 2.取扱者数	令和3年8月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和7年8月20日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年8月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる